



島根県報

平成23年3月31日（木）

号外第70号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

島根県労働委員会事務局の組織及び運営に関する規則の一部を改正する規則 （労働委員会） 2

公布された条例等のあらまし

◇島根県労働委員会事務局の組織及び運営に関する規則の一部を改正する規則（規則第35号）

1 規則の概要

島根県公文書等の管理に関する条例の施行に伴う規定の整備

2 施行期日

平成23年 4 月 1 日から施行することとした。

規**則**

島根県労働委員会事務局の組織及び運営に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年 3 月31日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第35号

島根県労働委員会事務局の組織及び運営に関する規則の一部を改正する規則

島根県労働委員会事務局の組織及び運営に関する規則（昭和59年島根県規則第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条を次のように改める。

（公文書の管理等）

第 9 条 島根県公文書等の管理に関する条例（平成23年島根県条例第 3 号）第 7 条第 1 項、第 3 項及び第 4 項、第 9 条、第 11 条第 1 項及び第 2 項並びに第 12 条の規定に基づき定めるべき労働委員会が行う公文書の管理に関し必要な事項は、別に定めるもののほか、島根県公文書の管理に関する規則（平成23年島根県規則第 33 号）及び島根県公文書管理規程（平成23年島根県訓令第 6 号）の規定の例による。

2 事務局における公印の管守、使用等については、別に定めるもののほか、島根県公印規程（平成元年島根県訓令第 4 号）の規定の例による。

第 10 条中「の例」を「の規定の例」に改める。

附 則

この規則は、平成23年 4 月 1 日から施行する。